

仕様書

1 件名

千葉県防災アセスメント調査（風水害被害想定調査）業務委託

2 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日（月）まで

3 業務の目的

千葉市で発生が予測される洪水、内水、高潮に関して市民の安全と安心を確保するため、広域避難の必要性の考え方を整理するとともに地域防災計画等の各種防災関連計画の基礎資料となる防災アセスメント調査を行うことを目的とする。

4 委託内容

（1）業務の全体方針の検討

千葉市で推進している防災関連の諸施策等を踏まえ、業務の全体方針の検討を行う。

（2）自然条件・社会条件の整理

千葉市における災害（洪水・内水・高潮）の危険性の前提条件となる自然条件・社会条件を整理する。

①自然条件の整理

市の自然的素因において危険となる要素の現況を整理する。

②社会条件の整理

災害による被害の拡大するおそれのある地域を把握するため、各種社会条件を整理する。

（3）被害予測のためのデータ収集・整理

（4）④の被害予測の実施に必要となる基礎資料の収集・整理を行う。

（4）防災アセスメント調査

千葉市における災害（洪水・内水・高潮）の危険性を整理・検討する。

①風水害等の想定ケース

ア 洪水

イ 内水

ウ 高潮

②季節・時間帯の想定

季節・時間帯は、市民の生活行動を反映し、各項目で最悪の事態を想定できるよう複数ケースを検討する。ただし、国からの方針等が示された場合はそれに準ずることと

する。

③被害予測手法等の検討

本市の自然条件、社会条件等の整理結果、近年の風水害等の教訓を踏まえ、被害予測手法の検討を行う。なお、建物被害予測及び人的被害予測手法については、国・県等の知見及び手法（大規模水害対策に関する専門調査会報告（中央防災会議）、治水経済調査マニュアル（案）（国土交通省）及び水害の被害指標分析の手引き（国土交通省）等）を参考に検討する。

④被害予測

以下のア～エについて被害予測を行う。原則、各被害予測は定量的に評価を行うが、定量化することが難しい場合については定性的に評価を行う。また定量評価の集計単位は原則として、町丁別、区及び市全体の三段階とする。

ア 建物被害予測

木造、非木造（鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造、軽量鉄骨造など）、建築年代等に分類して取り扱う。

予測は洪水、内水、高潮による被害に分けて行うほか、複数の事象が発生した場合も含め、被害は全壊棟数、半壊棟数、流出棟数、床上浸水棟数及び床下浸水棟数等の予測を行う。

イ 人的被害予測

建物の倒壊・流出・浸水による被災者の予測を行う。なお、要配慮者数を内数として予測する

ウ 高潮による広域避難の考え方

高潮による避難者の避難について、市内外への広域避難の考え方を検討する。

エ 避難者数予測

要配慮者数及びペット同行者数を内数として予測するとともに時系列（発災後、12時間後、1日後、3日後、1週間後等）での予測、指定避難所への避難、在宅避難、車中泊避難等の種類ごとの避難者数も予測すること。

なお、避難者数の予測にあたっては階数等の建物構造や年齢階層を加味した予測とすること。

5 報告書の提出

調査結果について調査報告書として取りまとめる。また、調査結果を抜粋し、概要版として取りまとめる。

① 防災アセスメント調査報告書 2部

A4判、カラー印、バインダー綴

※各種資料等を含む

② 電子データ 1式

ア 防災アセスメント調査報告書

イ 防災アセスメント調査報告書（概要版）

※電子データ（Microsoft Word 形式、Microsoft Excel 形式、Microsoft PowerPoint 形式又は PDF 形式）を電子メール（kikikanri.POCR@city.chiba.lg.jp）にて提出すること。

なお、千葉市の電子メールの受信上限 10MB により、電子メールで提出するのが困難な場合には、CD-ROM（又は DVD-ROM）1部を作成し、提出先まで郵送若しくは持参にて提出すること。

③ その他千葉市が必要と認めるもの

6 打合せ・協議

打ち合わせは、業務開始時、完了時を含め 6 回程度とするが、必要に応じて実施するものとする。なお、業務履行にあたっては、発注者と十分な協議と連絡を密にするよう努め、業務が効果的に進められるように留意する。また、打ち合わせを実施した場合、その内容を記録した電子データ（打合せ記録簿等）を速やかに作成し、発注者の確認を受けること。

7 主任技術者

主任技術者は契約図書等に基づき、業務に関する技術上の一切の事項を処理するものとし、以下のすべての条件を満たすものとする。

(1) 自社に所属する技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に基づく技術士（建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋もしくは都市及び地方計画）または応用理学部門（地球物理及び地球科学）の資格保有者であること。

(2) 同種の実務実績を有すること。

8 個人情報保護、セキュリティ対策

(1) 受注者は、本業務で知り得た個人情報や、発注者の事務に関する機密事項を、みだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。本業務委託が終了した後も同様とする。

(2) 業務遂行にあたり、必要となる資料等については、発注者が妥当と判断する場合のみ受注者に提供する。なお、提供を受けた資料等については、複製・複写を禁ずるとともに、本業務委託終了後に返却するなど、取扱いに十分注意することとする。

9 再委託

本仕様書に記載の業務を行うにあたり、受注者が止むを得ず第三者に再委託を行う場

合は、事前に再委託内容・再委託先・理由等を書面に記載の上、発注者に申請をし、承諾をされなければこれを行うことはできない。

ただし、本契約を一括して再委託すること及び再々委託は禁止する。

また、再委託の受注者は契約書、本仕様書等の内容を遵守し、全ての責任は本契約の受注者が負うものとする。

1 0 契約種別

総価契約

1 1 支払方法

受注者は、業務完了後、業務完了届及び「5 報告書の提出」に記載されたものを提出し、発注者の検査及び点検を受け、適当と認められた場合において、発注者に請求するものとする。発注者は業務完了後一括払いとする。

1 2 その他

- (1) 受注者は、作業スケジュール、作業内容及び作業従事者を明らかにすること。また、業務の進捗状況については、発注者担当者に適宜報告すること。
- (2) 業務の遂行に起因し、第三者に損害を与え、第三者から苦情があった場合には、受注者において損害賠償、または苦情処理の措置を講ずること。
- (3) 本業務に適用する基準等は、その適用過程を明らかにするとともに、その出典について明記するものとする。
- (4) 本仕様書の内容等について疑義が生じた場合は、その都度、発注者と協議のうえ、その指示に従い業務を進めるとともに、発注者は業務期間中いつでもその業務状況の報告を求めることができるものとする。

1 3 担当

千葉県総合政策局危機管理部危機管理課

電話 043-245-5151